

キッズ委員会

公益財団法人 愛知県サッカー協会キッズ委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、(公財) 愛知県サッカー協会キッズ委員会と称す。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局、(公財) 愛知県サッカー協会に置くものとする。

(目的)

第3条 本委員会は、心身、特に神経系の発育発達がめざましい幼児期や小学校低中学年代において、多くの子ども達に身体を動かすことの爽快さやスポーツの素晴らしさを体感してもらい、サッカーの普及・浸透更には人材の育成を図る。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

1. (公財) 愛知県サッカー協会キッズ委員会が主管するフェスティバル
2. (公財) 愛知県サッカー協会キッズ委員会が主管する巡回指導
3. 指導者育成
4. その他、本委員会の目的を達成するための事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために、(公財) 愛知県サッカー協会キッズ委員会に運営委員会を組織し、事業の立案・計画等を協議し運営にあたる。

(組織・委員)

第6条 1. 本委員会の運営委員は、本部委員・地区委員で構成する。

2. 本委員会はアドバイザーを置くことができる。

(委員の選出)

第7条 本委員会の運営委員は次のようにして決定する。

○本部役員・地区委員は、運営委員会で候補を選任し、運営委員会にて決定する。

○本部役員・地区委員は、委員長及び(公財) 愛知県サッカー協会が委嘱する。

(委員の任期)

第8条 1. 本委員会の委員の任期は2年とし再任は妨げない。

2. 補欠の為適任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

3. 委員は、任期終了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(委員の職務と権限)

第9条 1. 委員長は、本委員会を代表し、職務を統括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(委員会の開催)

第10条 1. 委員会は、委員長、副委員長、本部委員、地区委員で構成する。

2. 委員会は、必要に応じて委員長が招集することができる。

第11条 本委員会の会計年度は4月1日から翌年3月末とする。